企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（令和七年内閣府令第六十七号）	第十一条において準用する信託業法施行規則第三十九条第六項（第二号を除く。）

別表第二（第四条関係）

［略］	
資金決済に関する法律	［略］
企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令	第十一条において準用する信託業法施行規則第三十九条第六項（第二号を除く。）

別表第三（第五条関係）

［略］	
資金決済に関する法律	［略］
企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令	第十一条において準用する信託業法施行規則第三十九条第六項（第二号を除く。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融庁組織規則の一部改正）

第九条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用機構企画室等及び企画官等）	（信用機構企画室等及び企画官等）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
［2～8　略］	［2～8　同上］
9　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十一号から第十七号まで、第十九号から第二十一号まで及び第二十五号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。	9　信用法制企画調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち令第十五条第一項第十号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十四号に掲げる事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。
10　［略］	10　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

［項を加える。］

別表第二（第四条関係）

［同上］	
資金決済に関する法律	［同上］
［項を加える。］	

別表第三（第五条関係）

［同上］	
資金決済に関する法律	［同上］
［項を加える。］	